

令和4年度 市町人権教育推進協議会等事業に関する調査結果の概要

1. はじめに

令和4年度市町人権教育推進協議会等事業に関する調査を実施し、ここにその概要をまとめた。

調査方法 : 調査票による調査

調査期日 : 令和5年2月～3月

回収率 : 100% (19市町)

2. 正式名称

市町人推協等名称	市町数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人権教育推進協議会	9	9	9
人権・同和教育推進協議会	1	1	1
同和教育推進協議会	1	1	1
「人権・生涯」学習推進協議会連合会	1	1	1
人権尊重都市推進会議	1	1	1
人権尊重のまちづくり推進協議会	1	1	1
まちづくり人権教育推進協議会	1	1	1
人権のまちづくり協議会	1	1	1
人権まちづくり会議	1	1	1
人権啓発推進協議会	1	1	1
人権啓発推進連絡協議会	1	1	1
合計	19	19	19

3. 会費について

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会費を集めている市町	2	2	2

4. 学区人推協等の組織について

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
学区人推協等	市町数	10	9	9
	総数	132	128	126

5. 啓発講師団の設置状況について

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	市町数	講師数(女性)	市町数	講師数(女性)	市町数	講師数(女性)
設置している市町	10	233(71)	10	235(73)	12	257(80)
設置していない市町	9		9		7	
合計	19		19		19	

6. 人権教育推進員等について

(1) 推進員の年次別人数

年度	人数	年度	人数	年度	人数	年度	人数
昭和 59	4,487	平成 6	4,491	平成 16	5,234	平成 26	5,650
60	4,491	7	4,558	17	5,243	27	5,713
61	4,496	8	4,710	18	5,448	28	5,631
62	4,421	9	4,735	19	5,398	29	5,577
63	4,209	10	4,793	20	5,400	30	5,614
平成元	4,228	11	4,900	21	5,444	令和元	5,937
2	4,228	12	5,033	22	5,642	2	6,150
3	4,282	13	5,105	23	5,585	3	5,185
4	4,330	14	5,161	24	5,756	4	5,097
5	4,403	15	5,031	25	5,711		

(2) 推進員等の選出方法

選出方法	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自治会長等の推薦または自治会員等の投票	19	19	19
市町長からの任命・依頼	0	0	0
合計	19	19	19

7. 市町の人権教育研修会開催状況(人権教育推進員等の研修は除く)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	住民を対象とした啓発・研修	住民を対象にしたリーダー養成研修	住民を対象とした啓発・研修	住民を対象にしたリーダー養成研修	住民を対象とした啓発・研修	住民を対象にしたリーダー養成研修
実施延べ数	88	20	136	36	165	22
参加延べ人数	8,737	659	17,606	775	19,683	989

8. 学区人権教育研修会等開催状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施延べ回数	96	107	177
参加延べ人数	5,435	6,937	10,713
実施市町数	10	11	11

9. 地区別(自治会・区別)懇談会等

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自治会数	3,336	3,262	3,307
実施自治会数	848	1,073	1,296
実施延べ回数	928	1,011	1,359
参加延べ人数	26,583	25,783	20,827

令和4年度 市町人権教育推進協議会事業に関する調査結果より一部抜粋 ≪令和4年度の取組状況と令和5年度の計画案について≫

① 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」平成28年4月1日施行及び「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」平成31年4月1日（10月1日全部施行）の制定を受けての取組について
 （実施市町 11）

・「啓発講師団」において同法に通じた講師を設定し、各自治会が地区別懇談会などで同法について取り上げることができる体制を整えた。
・自治会人権学習会で講演、DVD視聴による人権学習および啓発リーフレット等を配布した。
・公共施設内に啓発ポスターを掲示した。
・人権文化事業の講師に盲目の和太鼓奏者である片岡亮太さんを招いて、「“だからこそ”伝える道を～出会いは多様性の種になる～」と題して、和太鼓演奏を交えながら講演いただいた。
・今年度全戸に配布した人権教育推進協議会発行啓発紙に、「障がい者の人権」のページを設け、社会モデルの考え方を盛り込んだ。また、まちづくりリーダー研修会では法の施行やポイントの説明を行った。
・講演会「対話から広がる支え合いの場 話せていますか？聴けていますか？」／榎原隆さん（滋賀県子ども・子育て応援センター所長）
・地区別懇談会で障がい者問題を扱った自治会では、法令について触れた。
・障害者の人権をテーマに2つの小学校へ出張講演として実施した。
令和5年度に向けての計画について （実施予定市町 10）
・「啓発講師団」を始め、引き続き法の周知に向けた体制づくりに努める。
・講演会や催しの開催時に、啓発チラシやパンフレットを配布し啓発を行う。
・人権教育連続セミナーで取り組むテーマの一つとして紹介し、法の施行やポイントについて説明を行う。
・12月の障害者週間にて啓発を行う。
・障がい者問題をテーマとした講座を開催し啓発する。令和4年度に作成した啓発パンフレットを利用し啓発を促進する。
・人権啓発セミナーの障がい者の人権の回で法律を啓発予定。
・職員研修や字別人権研修会のテーマとして実施している。引き続き取り組んでいきたい。

② 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年6月3日施行）を受けての取組について
 （実施市町 9）

・「啓発講師団」において同法に通じた講師を設定し、各自治会が地区別懇談会などで同法について取り上げることができる体制を整えた。
・自治会人権学習会で様々な人権問題の一つとして学習に取り組んだ。
・公共施設内に啓発ポスターを掲示した。
・まちづくりのつどいでのパネルディスカッションやブロック別合同研修会（12月）で、外国籍住民の人権について取り上げ啓発した。
・啓発チラシの設置。
・「じんけんを考えるみんなのつどい」の記念講演の中でヘイトスピーチと法令について触れた。
・外国人と地域住民が共に安心して生活するため、互いの文化の違いを理解し、人権を尊重する「共生社会」の実現に向けて多文化共生講演会を実施した。
令和5年度に向けての計画について （実施予定市町 10）
・「啓発講師団」を始め、引き続き法の周知に向けた体制づくりに努める。
・講演会や催しの開催時に、啓発チラシやパンフレットを配布し啓発を行う。
・人権教育連続セミナーで取り組むテーマのひとつとして紹介し、法の施行やポイントについて説明を行う。
・外国人問題、多文化共生をテーマとした講座を開催し啓発する。
・人権啓発セミナーの外国人の人権の回で法律を啓発予定。

- ・次年度も、外国人と地域住民が共に安心して生活するため、互いの文化の違いを理解し、人権を尊重する「共生社会」の実現に向けて多文化共生講演会を実施する予定。

③ 「部落差別解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」平成28年12月16日施行を受けての取組について（実施市町 14）

<ul style="list-style-type: none"> ・「啓発講師団」において同法に通じた講師を設定し、各自治会が地区別懇談会などで同法について取り上げることができる体制を整えた。
<ul style="list-style-type: none"> ・大型量販店において街頭啓発を実施するとともに、自治会人権学習会で講演等の実施および啓発リーフレット等を配布した。
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌及び市ホームページに部落差別解消推進法について掲載。
<ul style="list-style-type: none"> ・「部落差別解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」についてのリーフレットを、各自治会で開催する地区別懇談会で配付し、周知を図った。
<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育推進協議会発行の啓発紙にて、同和問題啓発強調月間に合わせて特集記事を掲載。 ・まちづくりリーダー研修会で法の施行やポイントについて説明を行った。
<ul style="list-style-type: none"> ・市内公共施設にて人権啓発パネルを掲出。 ・人権尊重をめざす市民のつどいにて「部落差別解消推進法クリアファイル」配布。 ・同和問題講演会をDVDに記録して配布・貸出。 「人の世に熱と光を」～全国水平社創立100周年～／清原 隆宣さん（奈良県西光寺住職）
<ul style="list-style-type: none"> ・人権を考えるみんなのつどいにおいて、テーマ「全国水平社創立100年を迎えた今、現代の部落問題を考える」のもと「ネット人権侵害と部落差別の現実『寝た子』はネットで起こされる!？」と題して、一般社団法人山口県人権啓発センター事務局長の川口泰司さんに講演をいただいた。
<h4>令和5年度に向けての計画について（実施予定市町 13）</h4>
<ul style="list-style-type: none"> ・「啓発講師団」を始め、引き続き法の周知に向けた体制づくりに努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発の実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会で開催する地区別懇談会で部落差別解消推進法についてのリーフレットを配布していく予定である。
<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育連続セミナーで取り組むテーマの一つとして紹介し、法の施行やポイントについて説明を行う。 ・9月同和問題啓発強調月間に街頭啓発を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙掲載、HP掲載。 ・街頭啓発、人権尊重をめざす市民のつどいにて「部落差別解消推進法クリアファイル」配布。
<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり会議で作成した啓発パンフレット等を、研修時などにおいて配布する。
<ul style="list-style-type: none"> ・人権講座で講演を計画、同和教育推進本部研修会での講演を計画。
<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修や字別人権研修会のテーマとして実施したこともあり、引き続き取り組んでいきたい。

④ インターネットを悪用した誹謗中傷や差別書き込みなどに対する本年度の取組について（実施市町 11）

<ul style="list-style-type: none"> ・「啓発講師団」において同法に通じた講師を設定し、各自治会が地区別懇談会などで同法について取り上げることができる体制を整えた。
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会人権学習会で様々な人権問題の一つとして学習に取り組んだ。
<ul style="list-style-type: none"> ・部落解放青年集会の啓発発表。
<ul style="list-style-type: none"> ・啓発パンフレットを自治会へ紹介し啓発推進を行った。
<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発リーダー講座において、「インターネットと人権」に関する講座を2回開催した。 ・人権啓発教材において、「インターネットと人権」をテーマの1つに取り上げ、各自治会に回覧部数配布した。
<ul style="list-style-type: none"> ・今年度作成の人権教育推進協議会啓発紙で、インターネット上での部落差別を取り上げることとし、部会員の総力で紙面を作り上げた。
<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重をめざす市民のつどい講演会「インターネットと人権侵害」 佐藤佳弘さん（株式会社 情報文化総合研究所代表取締役、武蔵野大学名誉教授） ・啓発パネルを作成して市内公共施設に掲示。 ・インターネット上での差別書き込みの削除要請。
<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研究大会の講演テーマをインターネットと人権に関するものにし啓発に努めるとともに、所有する啓発DVD（インターネットと人権）を活用した啓発にも取り組んだ。
<ul style="list-style-type: none"> ・町PTA連絡協議会が主催する小学生スマホ教室および滋賀県PTA連絡協議会が主催するスマホ会議において、インターネットを介した人権侵害の加害者や被害者にならないための普及・啓発活動を実施した。

令和5年度に向けての計画について（実施予定市町 12）

- ・「啓発講師団」を始め、引き続き法の周知に向けた体制づくりに努める。
- ・自治会人権学習会で取り組み、啓発リーフレット等を配布。
- ・自治会学習会や資料の回覧等に活用できる資料を提供し啓発を行う。
- ・人権啓発リーダー講座において、「インターネットと人権」に関する講座を実施する予定である。また、地区別懇談会で本項目に関する啓発視聴覚教材を活用する。
- ・今年度作成した広報誌を全戸や学校・園、事業所に配布する。さらにこれを用いた研修の機会を持つ。
- ・広報・啓発パネルなどにより市民に啓発。
- ・各種講座のなかで啓発に努めるとともに、所有する啓発DVD（インターネットと人権）を活用した啓発にも取り組む。
- ・2023 人権のまちづくり講座のテーマの一つとして講座予定。
- ・次年度は、PTA連絡協議会が主催する小学生スマホ教室や人権擁護委員が行うスマホ教室等と連携することにより、インターネットを悪用した誹謗中傷や差別的書き込み等の被害者や加害者にならないための普及・啓発活動を実施したい。

⑤ 新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見などに対する本年度の取組について（実施市町 11）

- ・「啓発講師団」において同法に通じた講師を設定し、各自治会が地区別懇談会などで同法について取り上げることができる体制を整えた。
- ・自治会人権学習会で様々な人権問題の一つとして学習に取り組んだ。
- ・広報誌にコロナ差別について掲載。
・自治会の学習会や資料の回覧・配布の際に、コロナをテーマとした資料を紹介。
- ・本項目に関する啓発視聴覚教材の購入し、地区別懇談会で活用した。また、「ストップ コロナ差別！」を合言葉に、啓発物品のポケットティッシュデザインによる啓発を行った。
- ・「新型コロナウイルス感染症と人権」のページがある啓発紙を全戸配布し、啓発の一助とした。
- ・HPにて啓発、啓発冊子で「コロナ差別」について市内全世帯に配布。（令和5年4月）
・市内公共施設において啓発パネルを掲示。
- ・まちづくり会議で作成した啓発パンフレット等を、研修時などにおいて配布した。
- ・人権啓発セミナーのひとつのテーマとして、「感染症に対するレジリエンス（適応力）の強化～二度と同じ悲劇をうまないために～」と題して、日本赤十字社京都府支部の宮本佳蓮さんに講演をいただいた。
- ・コロナ差別に係る人権啓発DVDの貸出を積極的に行い、自治会・各種団体対象に啓発を行った。

令和5年度に向けての計画について（実施予定市町 8）

- ・「啓発講師団」を始め、引き続き法の周知に向けた体制づくりに努める。
- ・自治会人権学習会で取り組み、啓発リーフレット等を配布。
- ・自治会学習会や資料の回覧等に活用できる資料を提供し啓発を行う。
- ・地区別懇談会で本項目に関する啓発視聴覚教材を活用する。「ストップ コロナ差別！」を合言葉に、ポケットティッシュのデザインとして引き続き啓発していく予定である。
- ・引き続き、人権教育推進協議会発行の啓発紙や講演会を通じて、新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別の解消に向けての取り組みを展開する。
- ・HPにて啓発、市内公共施設において啓発パネルを掲示。
- ・まちづくり会議で作成した啓発パンフレット等を、研修時などにおいて配布する。
- ・人権啓発セミナーの患者の人権の回で啓発予定。

⑥ その他

- ・各市町が行っている研修会に、他市町の担当者が参加して、互いに学び合えるような仕組みがあればと思います。（他市町にも案内文書を送付し合う。各市町がホームページに情報を早めに掲載することを意識する。）
- ・地区別懇談会は、参加者や内容の固定化が課題となっている。
・過去に作成した「字別懇談会を進めるために 人権委員 学習の手引き」の活用を図る必要がある。
- ・「波紋」の電子データを提供いただきたいです。
⇒滋賀県学習情報提供システム「におねっと」に電子データを掲載。